

福岡県医発第1833号(地)

平成20年 1月15日

各 医 師 会 長 殿



福岡県医師会

会長 横倉 義武

(公 印 省 略)

インフルエンザワクチンの安定供給について

標記の件につきまして、日本医師会より別添のとおり通知がありましたのでご連絡いたします。

本通知は、ワクチンの在庫状況からみて、ワクチンが全国的に十分に流通しており、偏在等が発生しなければ不足する状況は考えにくいことが確認できることに基づき、卸売販売業者の在庫の取り扱い及び各製造業者等が保管している不足時の融通用ワクチン40万本の取扱い(20万本を一般に供給)について示したものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了解いただきますようよろしくご高配の程お願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 島田昇二郎・蒲池 壽



(地Ⅲ231)

平成19年12月25日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

飯 沼 雅 朗

インフルエンザワクチンの安定供給について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、インフルエンザワクチンの安定供給対策につきましては、平成19年8月7日付（地Ⅲ120）をもって、また、インフルエンザワクチンの安定供給の状況と対策につきましては、平成19年11月6日付（地Ⅲ179）をもって貴会宛にお送り申し上げました。

また、インフルエンザワクチンの在庫状況につきましては、貴会宛に毎週お送り申し上げているところであります。

今般、ワクチンの在庫状況からみて、ワクチンは全国的に十分に流通しており、偏在等が発生しなければ不足する状況は考えにくいことが確認できることから、別添のとおり、インフルエンザワクチンの安定供給について、厚生労働省医薬食品局血液対策課長より、各都道府県衛生主管部（局）長に対し通知が出され、本会に対しても周知方依頼がありました。

本通知は、卸売販売業者の在庫の取扱い及び各製造業者等が保管している不足時の融通用ワクチン40万本の取扱い（20万本を一般に供給）について示したものであります。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関に対し、周知方よろしくご高配の程お願い申し上げます。



平成 19 年 12 月 18 日

社団法人日本医師会感染症危機管理対策室長
飯沼 雅朗 殿 殿

厚生労働省医薬食品局血液対策課長
新村 和哉

インフルエンザワクチンの安定供給について

インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の安定供給の確保については、平素より多大な御協力を賜り深く感謝申し上げます。

今冬のインフルエンザワクチンの安定供給対策については、平成19年7月12日付け健感発第0712002号、薬食血発第0712004号厚生労働省健康局結核感染症課長、厚生労働省医薬食品局血液対策課長連名通知（以下「7月12日付け連名通知」という。）及び平成19年10月12日付け薬食血発第1012004号厚生労働省医薬食品局血液対策課長通知（以下「10月12日付け通知」という。）により、お願いしたところです。

また、ワクチンの在庫状況一覧を毎週送付しているところですが、当該在庫状況からみて、ワクチンは全国的に十分に流通しており、偏在等が発生しなければ不足する状況は考えにくいことが確認できます。

つきましては、卸売販売業者の在庫の取扱い及び各製造業者等が保管している不足時の融通用ワクチン（以下「融通用ワクチン」という。）の取扱いについて、各都道府県衛生主管部（局）長に別添（写）のとおり通知しましたので、貴会におかれましてもよろしく御高配のほどお願い申し上げます。



薬食血発第 1214001 号
平成 19 年 12 月 14 日

都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局血液対策課長

インフルエンザワクチンの安定供給について

今冬のインフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の安定供給対策については、平成 19 年 7 月 12 日付け医政経発第 0712001 号、健感発第 0712001 号、薬食血発第 0712001 号厚生労働省医政局経済課長、健康局結核感染症課長及び医薬食品局血液対策課長連名通知（以下「7 月 12 日付け連名通知」という。）及び平成 19 年 10 月 12 日付け医政経発第 1012001 号、薬食血発第 1012001 号厚生労働省医政局経済課長及び医薬食品局血液対策課長連名通知（以下「10 月 12 日付け連名通知」という。）により、周知したところである。

また、ワクチンの在庫状況一覧を毎週送付しているところであるが、当該在庫状況からみて、ワクチンは全国的に十分に流通しており、偏在等が発生しなければ不足する状況は考えにくいことが確認できる。

については、卸売販売業者の在庫の取扱い及び各製造業者等が保管している不足時の融通用ワクチン（以下「融通用ワクチン」という。）の取扱いについて下記のとおりとするので、貴管下関係者に対してご指導方よろしくお願いしたい。

記

- 1 融通用ワクチン 40 万本(1mL 換算)については、平成 19 年 12 月 14 日をもって製造業者等に対し、20 万本を一般に供給するよう依頼することとし、その後のワクチン不足時の供給依頼に対しての対応、接種のスケジュールが遅い自治体への対応等のために、今後の融通用として、20 万本のワクチンを保管することとしたこと。

- 2 なお、既にインフルエンザの流行期に入っているとされているところであり、早急にワクチンを必要とする医療機関からの注文に対してワクチンが納入されないような事態を防ぐため、7月12日付け連名通知の記2「(4) 予約の解除について」及び10月12日付け連名通知の記3「予約の解除について」について、関係者に再度理解を求め、円滑な供給に努めること。
- 3 1による融通用ワクチンの一部が供給解除された後において、各都道府県内において、不足の状況が認められた場合については、融通用ワクチン20万本の中から貴管内への供給の必要性を検討するので、厚生労働省医薬食品局血液対策課まで連絡すること。
- 4 接種シーズン終盤まで在庫ワクチンを抱えた後返品することは、安定供給の妨げになるため、状況によっては、厚生労働省は接種シーズン終盤に多量にワクチンを返品した医療機関等の名称の公表を検討するものであること。